

辻内税理士事務所月報

発行人 税理士 辻内 敏 宏

事務所 海 南 市 大 野 中 5 8 6 - 3
〒642-0022 電 話 073 (482) 4511(代)
FAX 073 (482) 4512

ヒント ヒント

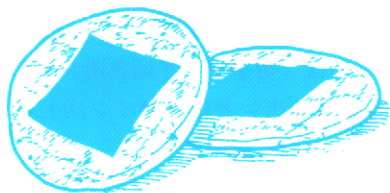
社是社訓

社是や社訓は、創業時から伝わる心得であり、精神的な戒めであり、そうそう簡単に変えられるものではないというイメージがありますが、(財)社会経済生産性本部の調査によると、サンプル企業の26%が、なんらかの形で変更しています。ところで、社是社訓や経営理念には、どのような概念が盛り込まれているのかを集計してみますと、1位は「顧客志向」、2位「社会との共生」、3位「チャレンジ(挑戦)」、4位「先駆者精神・イノベーション・創造性」と続き、「地球環境への配慮」が8位に入っています。2000年以降に社是社訓の見直しをしている企業が多く、創業時の遺産として軽視しているわけではないようです。

ヒント ヒント

税 務 ミニガイド

贈与税の配偶者控除の適用要件である婚姻期間20年の計算は、婚姻の届出のあった日から贈与の日までの期間で計算します。したがって、入籍されていない期間は含まれません。また、婚姻期間に1年未満の端数があれば、この端数は切捨てます。



摩周湖(北海道)